

## ☞ 社員の退職手続き

Q：当社を今月末で退職する社員がいますが、はじめての退職者のため、どのような届出が必要かよくわかりません。退職に伴う手続きを教えてください。

A：退職金の源泉徴収及び住民税や社会保険関係の手続きが必要です。

### 【解説】

#### (1) 所得税・住民税関係の手続き

- ① 給与所得の源泉徴収票を本人に渡す
- ② 給与所得者異動届出書を市町村に提出する

#### (2) 退職金の支払いと源泉徴収事務

- ① 退職所得の受給に関する申告書の受理
- ② 所得税・住民税の源泉徴収税額を計算する

- ③ 退職所得の源泉徴収票を本人に渡す

#### (3) 社会保険・労働保険関係の手続き

- ① 健保・厚保被保険者資格喪失届を社会保険事務所か健康保険組合に健康保険被保険者証とともに提出する（退職の日の翌日から5日以内）
- ② 雇用保険被保険者資格喪失届を公共職業安定所に提出する（退職の日の翌日から10日以内）
- ③ 本人が失業給付を希望する場合は、離職証明書を作成し公共職業安定所の確認を受けた後、本人に渡す

